重要事項説明書

記入年月日	2025年7月1日			
記入者名	松田 和久			
所属・職名	施設長			

1 事業主体概要

4. 4	(ふりがな)かぶしきがいしゃ らいふん	(ふりがな)かぶしきがいしゃ らいふけあびじょん				
名称	株式会社ライフケア・ビジョン					
法人番号	2120001165010					
ナキフ東攻正の正大地	〒 533-0033	〒 533-0033				
主たる事務所の所在地	大阪市東淀川区東中島一丁目18番22号					
	電話番号/FAX番号	電話:06-6160-7088/FAX:06-6160-7087				
連絡先	メールアドレス	h.higa@lifecare-vision.co.jp				
	ホームページアドレス	http:// lifecare-happylife.com/				
代表者(職名/氏名)	代表取締役	/ 祝嶺 良太				
設立年月日	平成 23年7月8日					
主な実施事業	※別添1 (別に実施する介護サービス-	-覧表)				

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな)	はっぴーらいふいけだ				
4日 7小	はっぴーらいふ池田					
届出・登録の区分	有料老人ホ	ーム設置時の老人福祉法第2	29条第	1項に規定する	5届出	
有料老人ホームの類型	住宅型					
所在地	〒 563-	0036				
7月1年4世	大阪府池	田市豊島北一丁目6番5号				
主な利用交通手段	阪急電鉄	「石橋阪大前」駅より約1.6	km(徒歩19分)			
	電話番号		072-760-5527			
連絡先	FAX番号	FAX番号		072-	-760-5528	
建桁 无	メールアド	レス	h.higa@lifecare-vision.co.jp			
	ホームペー	ジアドレス	http:// lifecare-happylife.com/			
管理者 (職名/氏名)		施設長	/	松田 和久		
有料老人ホーム事業開始 日/届出受理日・登録日 (登録番号)	平成 30年3月1日		/	平成	30年2月26日 (池福広福発第75号)	

3 建物概要

连彻帆安									
	権利形態	賃借権	抵当権	あり	契約の自	動更新	あり		
土地	賃貸借契約の期間	令和	5年8月7	7日		\sim	令和	25年8月	6日
	面積		618.6	m²					
	権利形態	賃借権	抵当権	あり	契約の自	動更新	あり		
	賃貸借契約の期間	令和	5年8月7	7日		\sim	令和	25年8月	6日
	延床面積	1,	223. 37	m³ (うり	ら有料老人ホーム部分 1,		220. 22 m²)		
	竣工日	平成	27年3月31日			用語	金区分	$rac{1}{4}$	を人ホーム
建物	耐火構造	耐火建築	物	その他の	の場合:				
	構造	鉄骨造		その他の	の場合:				
	階数	4	階	(地上	4	階、地階	0	階)	
	サ高住に登録し	ている場	合、登	録基準へ	の適合性	<u></u>			
居室の 状況	総戸数	48	戸	届	出又は登	:録をした	室数	47	室
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積 (内法)	戸数	備考(部屋タイプ、 相部屋の定員数等)
	一般居室個室	0	0	×	×	0	$8.85\mathrm{m}^2$	39	
	一般居室個室	0	0	×	×	0	$9.09\mathrm{m}^2$	6	
	一般居室個室	0	0	×	×	0	11. 60 m²	2	
共用施設	共用トイレ	2 r	所				なトイレ		ヶ所
				· ·	等子等の対応が可能なトイレ 		1ヶ所		
	共用浴室	個室	2	ケ所		ケ所		Total Control Control	
	共用浴室における 介護浴槽	機械浴	1	ケ所			ヶ所	その他:	
	食堂		1	ヶ所	面積	112. 59 m²			
	入居者や家族が利 用できる調理設備	なし							
	エレベーター	あり(ス	トレッラ	チャー対応	芯)	1	ケ所		
	廊下	中廊下	1.8	m	片廊下	なし			
	汚物処理室	4		ケ所					
	緊急通報装置	居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室	あり
		通報先	1 階事務	室	通報先	から居室	までの到着予	定時間	約3分
	その他								
	消火器	あり	自動火災	報知設備	あり	火災通韓	设设備	あり	
消防用 設備等	スプリンクラー	あり	なしの場 (改善予						
	防火管理者	あり	防災計画	Ц	あり	避難訓練	東の年間回数	2	曰

4 サービスの内容

(全体の方針)

連呂に関する万町		事業者は入居者に対し、安全で快適に、且つ自由な生活環 境を維持できるように配慮した運営を行います。
サービスの提供内容に関する特色		入居者の人格を尊重し、常に利用者の立場にたち、必要と されるサービスの提供に努めます。 また、サポートが必要になった場合は、訪問介護サービス を受けられる体制を支援します。
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	委託	株式会社イートハピネス
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	別添2のとおり
健康管理の支援 (供与)	自ら実施	別添2のとおり
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容		【状況把握サービス】 ・食事などの機会を通じて、毎日少なくとも3回の安否確認をする。 ・緊急通報装置により、通報があった場合速やかにかけつける。 ・夜間は館内定期巡回により安否を確認する。 【生活相談サービス】 ・一般的な対応や紹介できる相談に対して助言を行う。 ・専門的な相談や助言のために、専門機関を紹介する。
健康診断の定期検診	なし 提供方法	
	定供力法	※別添2 (有料老人ホームが提供するサービスの一覧表)
利用者の個別的な選択によるサー	ビス	AND THE CONTRACT OF THE SECOND
虐待防止		①虐待防止に関する責任者は、施設長です。 ②従業者に対し、虐待防止研修を実施している。 ③入居者及び家族等に苦情解決体制を整備している。 ④職員会議で、定期的に虐待防止のための啓発・周知等を 行っている。 ⑤職員から虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合 は、速やかに市町村に通報する。
身体的拘束		①身体拘束は原則禁止としており、三原則(切迫性・非代替性・一時性)に照らし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間(最長で1カ月)を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録する。また、家族等へ説明を行い、同意書をいただく。(継続して行う場合は概ね1カ月毎行う。)②経過観察及び記録をする。 ③対応を検討するべき入居者がいる場合は、2週間に1回以上、ケース検討会議等を開催し、入居者の状態、身体拘束等の廃止及び改善取組等について検討する。 ④3ヵ月に1回以上、身体拘束廃止委員会を開催し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組む。

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

事業所名称	(ふりがな) はっぴーすたっふいけだ			
	ハッピースタッフ池田			
主たる事務所の所在地	〒563-0036			
主にる事務所の所任地	池田市豊島北一丁目6番5号			
事務者名	(ふりがな) かぶしきがいしゃらいふけあ・びじょん			
争伤有名	株式会社ライフケア・ビジョン			
併設内容	訪問介護			

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医牵羊棒	救急車の手配	救急車の手配					
医療支援	その他の場合:						
	名称	医療法人祥風会 豊中みどりクリニック					
協力医療機関	住所	豊中市旭丘1-13					
	診療科目	内科					
	協力科目	内科					
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	あり				
	励ノリアリ谷	診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	あり				
	名称	五條歯科医院					
協力歯科医療機関	住所	豊中市豊南町東1-1-3、豊中市庄内東町4-2-26(第二診療所)					
doe of the color o							
新興感染症発生時に 連携する医療機関	医療機関の名称						
	医療機関の住所						
	名称						
協力歯科医療機関	住所		,				

(入居に関する要件)

入居対象となる者	要支援、要介護				
留意事項	・60歳以上で、要介護、要支援認定を受けている方 ・共同生活を営める方 ・自傷行為や暴力行為などの著しい精神障害や行動障害のない方・他傷行為 のない方 ・感染・伝染病のない方(共同生活に支障をきたさない場合を除く)				
契約の解除の内容	入居者、又は事業	業者から解約し	した場合等		
事業主体から解約を求める場合	解約条項		入居者の行動が、他の入居者・職員の生命に 危害を及ぼすなどの恐れがあり、通常の介 護・接遇では防止できない場合、等 (契約書条文第20条に準ずる)		
	解約予告期間		30日間の予告期間を設ける。		
入居者からの解約予告期間	1	ケ月			
体験入居	なし	内容	_		
入居定員	47 人				
その他					

5 職員体制

(職種別の職員数)

		職員数(実人数)			
		合計			兼務している職種名及び 人数
			常勤	非常勤	7 (7)(
施設	長	1	1	0	生活相談員
生活	相談員	1	1	0	施設長
直接	処遇職員	0	0	0	
	介護職員	12	1	11	
	看護職員	0	0	0	
機能	訓練指導員	2	0	2	
計画	i作成担当者	0	0	0	
栄養	士	0	0	0	
調理	!員	0	0	0	
事務	員	2	2	0	
その	他職員	0	0	0	

(資格を有している介護職員の人数)

	合計		備考	
		常勤	非常勤	7月45
介護福祉士	4	1	3	
介護福祉士実務者研修修了 者	1		1	
介護職員初任者研修修了者	7		7	ヘルパー2級含む

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計				
		常勤	非常勤		
看護師又は准看護師	0	0	0		
理学療法士	1	0	1		
作業療法士	0	0	0		
言語聴覚士	0	0	0		
柔道整復士	1	0	1		
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0		
はり師	0	0	0		
きゅう師	0	0	0		

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間(20時~翌7時)							
	平均人数 最少時人数(宿直者・休憩者等を除く)						
看護職員	0	人	0	人			
介護職員	2	人	1	人			
生活相談員	0	人	0	人			
		人		人			

(職員の状況)

· ·			他の	職務との	兼務		あり				
	管理者		こ係る 各等	あり	資格等⊄)名称	介護福祉	土			
	/	看護	職員	介護	職員	生活村	目談員	機能訓絲	東指導員	計画作品	戊担当者
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	E度1年間の 採用者数	0	0	1	10	1	0	0	2	0	0
	E度1年間の 退職者数	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0
じ業た務	1年未満	0	0	4	7	0	0	0	0	0	0
職員の事	1 年以上 3 年未満	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0
人し数た経	3年以上 5年未満	0	0	3	4	0	0	0	0	0	0
験年数	5年以上 10年未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
に応	10年以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	備考				·						
衍	業者の健康診	诊断の実力	施状況	あり							

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	利用権方式					
	月払い方式	月払い方式				
利用料金の支払い方式		※該当する方	択方式の内容 該当する方式を全て			
		選択				
年齢に応じた金額設定	年齢に応じた金額設定					
要介護状態に応じた金額	設定	なし				
入院等による不在時にお	おける利用料	なし				
金(月払い)の取扱い		内容:				
利用料金の改定条件		急激な物価変動、人件費の変動時等				
们用作並以及是	手続き	事業者と入	事業者と入居者の協議による(運営懇談会の意見を聴く)			

(代表的な利用料金のプラン)

				プラン1	
入居者の状況		. >=	要介護度	(要介護度で料金の区別なし)	
人居	者の状	沈	年齢	(年齢で料金の区別なし)	
			部屋タイプ	一般居室個室	
			床面積	11. 60 m²	
			トイレ	あり	
居室	の状況		洗面	あり	
			浴室	なし	
			台所	なし	
			収納	あり	
入居	時点で	必要な費用	敷金	100,000円	
月額	費用の	合計		151,000円	
	家賃			41,000円	
	(サー	食費(税込)		52,000円	
介 共益費 保ス 険費 生活サービス費 本気代		共益費		28,000円	(非課税)
		生活サービス	ス費	30,000円	(非課税)
		実費	※居室電気代		
		その他個別せ	ナービスの料金	別添2のとおり	
はま		·/= 		李台田 (利田孝の託児笠)	- + 20 - + In + 1 A 20 + 2

備考 介護保険費用1割、2割又は3割の利用者負担(利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。) ※有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用

※有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない。) ※食費は別途給食業者へお支払いただきます。

(利用料金の算定根拠等)

家賃	m [*] あたり3,082円			
	家賃の	約2.4	ヶ月分 ※㎡問わず一律10万円	
敷金	解約時の対	计 応	原則として全額返金。ただし解約時に未精 算分や入居者の費用負担による修繕が発生 する場合には差引き精算する場合がある。	
食費	食費 月額 欠食単価(調理委託費 費・光熱費	税込)朝 17,170	(税込) 食351円、昼食351円、夕食459円 円/月(税込)(喫食数に関わらず発生する人件	
共益費	年間を通じて共用部にかかる電気代、水道代、ガス代、建物にかかるエレベーター等の法定点検費、ゴミ処理代、建物内清掃等建物管理費、敷地内駐車場・植栽の手入れ、共用部に使用する衛生用品・消耗品代、住戸専用部にかかる電気代の合計から部屋数に応じ按分			
生活サービス費	夜間巡回、安否確認、生活相談、24時間呼出しコールの対応、郵便物等受け取り配布、タクシーの予約等フロント業務、関係各所との連絡調整業務等の人件費として			
利用者の個別的な選択によるサービ ス 利用料	別添 2			
その他のサービス利用料				

使途を入力してくすべて入力し、「

7 入居者の状況

(入居者の人数)

	65歳未満	0 人
年齢別	65歳以上75歳未満	2 人
	75歳以上85歳未満	17 人
	85歳以上	26 人
	自立	0 人
	要支援1	0 人
	要支援 2	0 人
要介護度別	要介護 1	8 人
安月 曖茂別	要介護 2	11 人
	要介護3	14 人
	要介護 4	12 人
	要介護 5	0 人
	6か月未満	6 人
	6か月以上1年未満	6 人
入居期間別	1年以上5年未満	29 人
	5年以上10年未満	4 人
	10年以上	0 人
喀痰吸引の必	要な人/経管栄養の必要な人	0 人 / 0 人
入居者数		45 人

(入居者の属性)

性別	男性	14	人	女性	31 人		
男女比率	男性	31. 1	%	女性	68.9 %		
入居率	95. 7	% 平均年齢	85. 1	歳	平均介護度	3. 67	

(前年度における退去者の状況)

	自宅等	0 人	
	社会福祉施設	3 人	
退去先別の人数	医療機関	2 人	
	死亡者	0 人	
	その他	7 人	
		0 人	
	施設側の申し出	(解約事由の例)	
生前解約の状況			
工工日月月午水リックインイン		5 人	
	入居者側の申し出	(解約事由の例)	
		特養入所、長期入院等	

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		株式会社ライフケア・ビジョン				
電話番号 / FAX		06-6160-7088	06-6160-7087			
平日 9		9:00~18:00				
対応している時間	土曜	休日				
	日曜・祝日	休日				
定休日		土日祝祭日、12月29日~1月3日				
窓口の名称(有料老人ホー、	ム所管庁)	池田市広域福祉課				
電話番号 / FAX		072-727-9661	072-727-9670			
対応している時間	平日	8:45~17:15				
定休日		土日祝・年末年始				
窓口の名称(虐待の場合)		池田市 福祉部 地域支援課				
電話番号 / FAX		072-754-6288	072-751-8505			
対応している時間	平日	8:45~17:15				
定休日		土日祝祭日・年末年始				

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

	加入先	損保ジャパン					
損害賠償責任保険の加入状況	加入内容	「ウォームハート」 身体・財物共通2億円					
	その他	※介護サービス以外での建物内における盗難・転倒・落下事故等につきましては入居者の責任となります。					
賠償すべき事故が発生したときの対応	事故対応マニュア	ルに基づき、速やかに対応します。					
事故対応及びその予防のための指針	あり						

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

		あり) の場合	エントランスに意見箱を設置
利用者アンケート調査、意 見箱等利用者の意見等を把 握する取組の状況			実施日	随時
			結果の開示	なし
				開示の方法
	なし	あり) の場合	
			実施日	
第三者による評価の実施状 況			評価機関名称	
			結果の開示	
				開示の方法

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開			
重要事項説明書の雛形	入居希望者に公開			
管理規定	入居希望者に公開			
事業収支計画書	公開していない			
財務諸表の要旨・原本	公開していない			

10 その他

その他									
		あ	りの場合						
			開催頻度	年 1回					
運営懇談会	あり		構成員	入居者、家族、施設長、職員等					
			しの場合の代						
			措置の内容						
	あり			委員会の定期的な開催					
高齢者虐待防止のための取組の			針の整備						
状況	あり		期定期な研修の	実施					
	あり	_	当者の配置						
	あり			化検討委員会の開催					
	あり		針の整備						
身体的拘束の適正化等の取組の	あり	定	期的な研修の実	施					
状況	あり			場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を 体的拘束等)を行うこと					
	<i>wy</i> 9			を行う場合の態様及び時間、入居者 緊急やむを得ない場合の理由の記録					
	あり	め 感染症に関する業務継続計画							
	あり	災害に関する業務継続計画							
業務継続計画(BCP)の策定	あり	職員に対する周知の実施							
状況等	あり	定期的な研修の実施							
	あり	定期的な訓練の実施							
	あり	定期的な業務継続計画の見直し							
提携ホームへの移行	なし		りの場合の提 ホーム名						
個人情報の保護	・入居者の名簿及びサービスの帳簿における個人情報に関する取り扱っいては、個人情報の保護に関する法律及び同法に基づく「医療・介係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」並び池田市個人情報保護条例を遵守する。 ・事業者及び職員は、サービス提供をするうえで知りえた入居者及び等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、サービス契約完了後においても、上記の秘密を保持する。 ・事業者は、職員の退職後も上記の秘密を保持する雇用契約とする。・事業者は、会議等において入居者及び家族の個人情報を利用する場は、あらかじめ文書にて入居者及び家族等の同意を得る。								
緊急時等における対応方法	機二例・先を・・・関コ)病(確連関へ)病(確連関係)	迅ル 、居すが行	Eに連絡を行い道 に連絡を行い道 に基づく) ・熱 (37度以上) が指定した者: ない場合の退 対れない場合の退 対方へ報告が必要	負傷が発生した場合は、入居者の家族等及び関係 適切に対応する。(緊急連絡体制・事故対応マ 、事故(骨折・縫合等)が発生した場合、連絡 : 家族・後見人)及びどのレベルで連絡するのか 連絡先及び対応についても確認する。 要な事故報告は速やかに報告する。 した場合、速やかに対応する。					

大阪府福祉のまちづくり条例に 定める基準の適合性		適合	不適合の場合 の内容			
池田市有料老人ホーム設置運営 指導指針「規模及び構造設備」 に合致しない事項		あり				
	合致しない事項がある場合 の内容	居室の原	卡面積について、便 原	f・収納設備等を除く内法面積が13㎡に満たない。		
	「8. 既存建築物等の活用 の場合等の特例」への適合 性	適合していない				
		代替措 等の内3				
	不適合事項がある場合の入 居者への説明					
上	記項目以外で合致しない事項	なし				
	合致しない事項の内容					
	代替措置等の内容					
	不適合事項がある場合の入 居者への説明					

添付書類:別添1 (事業主体が大阪府で実施する他の介護サービス)

別添2 (有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表)

別添3(個人情報の使用について(同意))

別添4 (身体拘束・高齢者虐待ゼロについて)

別添5 (施設(土地・建物) について信託物件の説明)

(別添1)事業主体が池田市で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	あり	ハッピースタッフ池田 ハッピースタッフ池田五月山	池田市豊島北1-6-5 池田市畑三丁目15番8号
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	なし		
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
(地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
居宅介護支援	なし		
〈居宅介護予防サービス>	•		
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	なし		
介護予防福祉用具貸与	なし		
特定介護予防福祉用具販売	なし		
〈地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
↑護予防支援	なし		
〈介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

(別添2)有料老人ホームが提供するサービスの一覧表

個別の利用料で実施するサービス					
	凹がソ州州科		備考		
台車 介H	あり				
		30分1,750円	b.b. a 放入类似长月) b.1 日 4 4 4		
			おむつ等介護消耗品は入居者負担		
身辺介助(移動・着替え等)	あり	30分1,800円			
機能訓練	あり	30分1,800円			
通院介助	あり	30分1,800円	原則として家族対応。やむを得ない場合のみ施設対応。		
居室清掃	あり	30分1,500円			
リネン交換	なし	30分1,500円			
日常の洗濯	あり	30分1,500円	体調不良等の場合のみ		
	あり	30分1,500円	代替食の場合一食につき200円上乗せ		
入居者の嗜好に応じた特別な食事	なし				
おやつ	なし				
理美容サービス	なし				
買い物代行	あり	30分1,500円	通常の利用区域に限る		
 役所手続き代行	なし				
	あり	月額900円(税込)	原則として家族対応。希望者のみ別途契約(有料)		
定期健康診断	なし				
健康相談	あり		施設で対応可能な範囲は必要に応じて行う。		
生活指導・栄養指導 生活指導・栄養指導	あり		施設で対応可能な範囲は必要に応じて行う。		
	あり				
生活リズムの記録 (排便・睡眠等)	あり		(排便、食事量、睡眠状況等)		
移送サービス	あり	30分1,750円	原則として家族対応。やむを得ない場合のみ施設対応。		
	あり	30分1,750円	原則として家族対応。やむを得ない場合のみ施設対応。		
	あり	30分1,500円	原則として家族対応。やむを得ない場合のみ施設対応。		
	あり	30分1,500円	原則として家族対応。やむを得ない場合のみ施設対応。		
	居室清掃 リネン交換 日常の洗濯 居室配膳・下膳 入居者の嗜好に応じた特別な食事 おやつ 理美容サービス 買い物代行 役所手続き代行 金銭・貯金管理 定期健康診断 健康相談 生活指導・栄養指導 服薬支援 生活リズムの記録(排便・睡眠等) 移送サービス 入退院時の同行 入院中の洗濯物交換・買い物	食事介助 あり 排せつ介助・おむつ交換 あり おむつ代 なし 入浴(一般浴)介助・清拭 あり 特浴介助 あり 身辺介助(移動・着替え等) あり 機能訓練 あり 通院介助 あり 居室清掃 あり リネン交換 なし 日常の洗濯 あり 居室配膳・下膳 あり 入居者の嗜好に応じた特別な食事 なし 理美容サービス なし 買い物代行 あり 役所手続き代行 なし 金銭・貯金管理 あり 定期健康診断 なし 健康相談 あり 生活指導・栄養指導 あり 豚薬支援 あり 生活リズムの記録(排便・睡眠等) あり 移送サービス あり 入退院時の同行 あり 入院中の洗濯物交換・買い物 あり	#世つ介助・おむつ交換 あり 30分1,750円 おむつ代 なし		

-≪施設サービスについてのご注意≫

[※]施設サービスは入居者の緊急時や病気(慢性的なものを除く)等のやむを得ない場合にサービスを利用された場合の料金となります。 原則として、入浴、排泄、食事介助等の身体介護、掃除、買い物等の生活援助を希望される場合は、訪問介護サービス等の在宅サービスをご利用ください。

[※] 金銭管理を希望の方は別途契約を締結のうえ対応させていただきます。

[※] 通院、入退院時における治療に関する方針等の判断は施設では行えませんので、原則として家族にてご対応ください。

(別添3) 個人情報の使用について(同意)

1. 利用期間

- 1)施設の入居手続きに必要な準備期間および入居契約期間に準じます。
- 2) 入居申込から契約に至らなかった場合は、事業主または入居予定者から辞退の申し出があった日までとします。

2. 利用目的、情報を提供できる第三者の範囲

- 1) 入居者がサービス提供を受ける医療機関、居宅介護支援事業所、地域包括センター、 居宅介護サービス事業所、行政機関、その他必要な事業者への連絡調整のため
- 2)健康状態の急な変化など主治医に意見を求める必要のある場合
- 3) 入居者が適切なサービスを受けるうえで必要不可欠な場合
- 4) 緊急を要するときの連絡等の場合
- 5) 施設内、法人内でのケアカンファレンス、事例検討会議のため
- 6) 当法人において行われる学生、ボランティア等の実習への協力のため
- 7) 施設内での安全対策のため、共用廊下や食堂等に防犯カメラを設置する。
- 8) 施設内、法人内への広報誌への掲載のため(都度許可を確認する)
- 9) 当法人ホームページや募集媒体への掲載のため (都度許可を確認する)
- 10) 上記の各号に関わらず公表している利用目的の範囲内

3. 使用条件

- 1) 個人情報の提供は利用目的の範囲内とし、サービス提供に関わる目的以外には決して利用しないこと。また、サービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても第三者に漏らさないこと。
- 2) 個人情報を使用した会議の内容などについてその経過を記録し、請求があれば開示する。

(別添4) 身体拘束・高齢者虐待ゼロについて

1. 身体拘束に関する考え方

身体拘束は入居者様の生活を制限することであり、入居者様の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では利用者様の主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが拘束に対する意識を持ち、身体的・精神的弊害を考慮し、身体拘束のない生活を支えます。

2. 基本方針

1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束を禁止します。

2) やむを得ず身体拘束を実施する場合

身体拘束の必要性を十分検討し、身体拘束による心身の損害よりも拘束をしないリスクの 方がたかい場合で、切迫性、非代替性、一時性の3要件のすべてを満たした場合にのみ、 ご本人様、ご家族様への説明・同意を得て行うものとします。

- ・切迫性・・・・入居者様本人または他の入居者様の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ・非代替性・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと 一次性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。 その他、経過観察を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力いたします。
- 3) 日常における留意事項

身体拘束を行う必要性が生じないために、日常的に以下のことに取り組みします。

- (1) 入居者主体の行動、尊厳ある生活に努める。
- (2) 言葉や対応等で、入居者の精神的な自由を妨げない。
- (3) 入居者の意向に沿ったサービスのために、多職種協議に努める。
- (4) 入居者の身体的自由、精神的自由を安易に妨げるような行為を行わない。
- (5) 入居者が主体的な生活をしていただけるように努める。

以上

(別添5) 施設(土地・建物)について信託物件の説明

【信託物件にかかる説明】

- 1. 信託物件についての説明
- 1) 本物件は株式会社SMBC信託銀行を所有権の名義人(信託受託者)、ティーマスター・ワン特定目的会社を受益者とした信託物件である。
- ○本信託の目的:本信託の目的は、信託契約の定めに従い、受託者が信託財産を受益者のため に管理、運用及び処分することである。
- ○信託財産の管理方法:受託者は、本件信託契約の規定及び受益者の指図に従い、信託不動産である本物件の管理・運用・処分等のために必要な行為を行う権限を有する。
- ○信託期間:本信託契約は2023年8月7日~2043年8月6日までである。
- 2) 株式会社ライフケア・ビジョンは、信託開始日と同日付で所有権名義人と賃貸借契約を締結し、各住戸の入居者に対してこれを転貸し、状況把握・生活相談サービスを提供する。
- 3) 信託期間満了後、株式会社ライフケア・ビジョンは新たな所有者と賃貸借契約を締結し、住宅型有料老人ホームとして運営する予定である。
- 2. 株式会社ライフケア・ビジョンと入居者との間の契約は転貸借契約であり、施設利用契約上の義務(敷金返還債務を含む。)は株式会社ライフケア・ビジョンのみが負い、本物件の所有者(信託受託者)は入居者に対して何らの義務も負わない。
- 3. 入居者は、株式会社ライフケア・ビジョンが入居者及び連帯保証人の住所、氏名その他の個人情報を、本物件の所有者(信託受託者)ならびに信託財産の管理運営を行う者等に対し、本物件の管理運営業務ならびに付随する業務のために開示することがあることを予め承諾する。
- 4. 本賃貸借部分の再転貸その他の利用権の設定及び転借権又は施設利用権の譲渡は禁止されている。
- 5. 入居者は、本賃貸借部分のうちの自己の転借部分又は利用部分の明渡しに際し、その事由・名目の如何にかかわらず造作・設備等に支出した諸費用(有益費・必要費を含むが、これらに限られない。)の償還、又は移転料・立退料・権利等一切の請求、かつ、本賃貸借部分又は本建物内に設置した造作・設備等の買取りの請求を、本物件の所有者ならびに株式会社ライフケア・ビジョンに対して行わない。
- 6. 入居者は、反社会的勢力でないこと及び反社会的勢力との関係又は関与の事実がないことを表明保証するものとする。

上記の重要事項の内容、並びに介護サービス等及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受けました。

	(店有)	
住	所	
氏	名	印
(<i>ブ</i> 住	人居者代理人) 所	
氏	名	印

上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。

 説明年月日
 年
 月
 日

 説明者署名
 印